

柏市公設総合地方卸売市場業務条例施行規則(昭和47年柏市規則第28号)新旧対照表

改正前				改正後				
別表第2(第73条第1項)				別表第2(第73条第1項)				
種別		使用料	摘要	種別		使用料	摘要	
市場 使用 料	青果部・花き部卸売業者	卸売金額の1,000分の2.5に相当する額		青果部・花き部卸売業者	卸売金額の1,000分の2.5に相当する額			
	水産物部卸売業者	卸売金額の1,000分の2.5に相当する額		水産物部卸売業者	卸売金額の1,000分の2.5に相当する額			
	仲卸業者	販売金額(消費税額及び地方消費税額を含む。)の1,000分の3に相当する額	条例第45条第2項の規定により、市長の許可を受けて販売した場合に限る。	仲卸業者	販売金額(消費税額及び地方消費税額を含む。)の1,000分の3に相当する額	条例第45条第2項の規定により、市長の許可を受けて販売した場合に限る。		
施設 使用 料	卸売業者売場	1平方メートルにつき月額324円(市長が指定する施設にあっては1平方メートルにつき月額194円)		卸売業者売場	1平方メートルにつき月額330円(市長が指定する施設にあっては1平方メートルにつき月額198円)			
	仲卸業者売場	1平方メートルにつき月額1,512円(市長が指定する施設にあっては1平方メートルにつき月額982円)		仲卸業者売場	1平方メートルにつき月額1,540円(市長が指定する施設にあっては1平方メートルにつき月額1,000円)			
	買荷保管所	1平方メートルにつき月額 194円		買荷保管所	1平方メートルにつき月額 198円			
	業者事務所	1平方メートルにつき月額1,166円(市長が指定する施設にあっては1平方メートルにつき月額713円)		業者事務所	1平方メートルにつき月額1,188円(市長が指定する施設にあっては1平方メートルにつき月額726円)			
	荷受事務所	1平方メートルにつき月額 821円		荷受事務所	1平方メートルにつき月額 836円			
	業者詰所	1平方メートルにつき月額324円(市長が指定する施設にあっては1平方メートルにつき月額216円)		業者詰所	1平方メートルにつき月額330円(市長が指定する施設にあっては1平方メートルにつき月額220円)			
	バナナ発酵室	1平方メートルにつき月額 1,944円		バナナ発酵室	1平方メートルにつき月額 1,980円			
	水産加工室	1平方メートルにつき月額 1,296円		水産加工室	1平方メートルにつき月額 1,320円			
	冷蔵庫	1平方メートルにつき月額 1,925円		冷蔵庫	1平方メートルにつき月額 1,961円			
	保冷库	1平方メートルにつき月額 1,080円		保冷库	1平方メートルにつき月額 1,100円			
	倉庫	一般倉庫	1平方メートルにつき月額 756円		倉庫	一般倉庫	1平方メートルにつき月額 770円	
		仮設	1平方メートルにつき月額 497円			仮設	1平方メートルにつき月額 506円	

	倉庫		
付 属 営 業 人 店 舗	一 般 食 品 売 場	一般食品売場にあつては1平方メートルにつき月額 <u>1,512</u> 円(2階のうち、倉庫の部分にあつては1平方メートルにつき <u>1,361</u> 円)	
		仮設一般食品売場にあつては1平方メートルにつき月額 <u>982</u> 円	
	サ ー ビ ス 店 舗	1平方メートルにつき月額 <u>1,080</u> 円	
土 地		1平方メートルにつき月額 <u>43</u> 円	
会 議 室		4時間につき <u>216</u> 円	
業 者 専 用 駐 車 場		1区画につき月額 <u>2,700</u> 円	

備考 市場使用料及び施設使用料は、消費税額及び地方消費税額を含んだ額とする。

	倉庫		
付 属 営 業 人 店 舗	一 般 食 品 売 場	一般食品売場にあつては1平方メートルにつき月額 <u>1,540</u> 円(市長の指定する施設にあつては1平方メートルにつき <u>1,386</u> 円)	
		仮設一般食品売場にあつては1平方メートルにつき月額 <u>1,000</u> 円	
	サ ー ビ ス 店 舗	1平方メートルにつき月額 <u>1,100</u> 円	
土 地		1平方メートルにつき月額 <u>44</u> 円	
会 議 室		4時間につき <u>220</u> 円	
業 者 専 用 駐 車 場		1区画につき月額 <u>2,750</u> 円	

備考 市場使用料及び施設使用料は、消費税額及び地方消費税額を含んだ額とする。